

避難所HUG貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、静岡県地震防災センターにおいて、避難所HUG（以下「HUG」という。）を貸し付ける場合の手続き等について必要な事項を定める。

(貸付けの対象者)

第2条 HUGの貸付け対象は、県外に所在地又は住所を有する団体、企業、個人等で、HUGの購入を検討している者とする。

(借り受けの手続等)

第3条 HUGを借り受けようとする者は、あらかじめ避難所HUG借受申請書（様式第1号）を、静岡県地震防災センター所長（以下、「地震防災センター所長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付の承認)

第4条 地震防災センター所長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、避難所HUG貸付承認書（様式第2号）により、貸付けの承認をするものとする。

- (1) 営利団体等が自己の利益を図ることを主たる目的とするとき。
- (2) 法令、公序良俗に反するとき。
- (3) 購入の意思がないと判断されるとき。
- (4) その他、地震防災センター所長が貸付けについて不相当と認めるとき。

(貸付け等)

第5条 HUGの借り受け及び返却は、原則として郵送によるものとし、送料は貸付けを受けた者が負担する。

- 2 貸付けの数量は、5セットまでとする。
- 3 貸付けの期間は、原則として2週間以内とし、期限内必着で返却するものとする。

(転貸等の禁止)

第6条 貸付けを受けた者は、HUGを第三者に転貸又は有料で貸し付けてはならない。

(破損等)

第7条 貸付けを受けた者がHUGを破損又は紛失したときは、すみやかに地震防災センター所長に届け出なければならない。

- 2 貸付けを受けた者がHUGを破損又は紛失したときは、その賠償の責を負うものとする。ただし、地震防災センター所長がその責を問わないと認めたときは、この限りではない。

(承認内容の変更)

第8条 貸付けを受けた者が、承認された内容について変更をしようとするときは、あらかじめ、避難所HUG貸付承認変更申請書(様式第3号)を地震防災センター所長に提出し、その承認を受けなくてはならない。

- 2 前項の承認は、第3条の規定を準用する。

(貸付承認の取消し)

第9条 地震防災センター所長は、HUGの使用がこの要綱及び貸付承認の内容に違反していると認められるときは、その貸付承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により貸付承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以降、すみやかにHUGを返却しなければならない。
- 3 貸付承認の取消しにより生じた損害は、貸付承認を取り消された者の責により処理しなければならない。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、HUGの貸付けについて必要な事項は、地震防災センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。